

稲沢市道路占用料条例の一部を改正する条例

No. 1
用地管理課

現 行				改 正 後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件の種類	区 分	単 位	占用料 (単位円)	占用物件の種類	区 分	単 位	占用料 (単位円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,100</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
	第2種電柱		<u>1,600</u>		第2種電柱		<u>1,500</u>
	第3種電柱		<u>2,200</u>		第3種電柱		<u>2,000</u>
	第1種電話柱		<u>940</u>		第1種電話柱		<u>850</u>
	第2種電話柱		<u>1,500</u>		第2種電話柱		<u>1,400</u>
	第3種電話柱		<u>2,100</u>		第3種電話柱		<u>1,900</u>
	その他の柱類		<u>94</u>		その他の柱類		<u>85</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類		<u>6</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>5</u>
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920</u>		路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>570</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
郵便差出箱	<u>790</u>		郵便差出箱	<u>720</u>			

現 行				改 正 後			
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>40</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>57</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>

現 行		改 正 後						
外径が1メートル以上のもの	1,100	外径が1メートル以上のもの			1,000			
		法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5	
				検知の対象として設置する		その他のもの		17
				導線その他の線類				
				道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400	
				その他のもの	上空に設けるもの	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	850
					地下に設けるもの			510
その他のもの					1,700			

現 行					改 正 後				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	A×0.005	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	A×0.005	
		階数が2のもの		A×0.008		階数が2のもの		A×0.008	
		階数が3以上のもの		A×0.01		階数が3以上のもの		A×0.01	
	上空に設ける通路			<u>1,100</u>	上空に設ける通路			<u>1,200</u>	
	地下に設ける通路			<u>680</u>	地下に設ける通路			<u>710</u>	
その他のもの		<u>1,900</u>	その他のもの		<u>1,700</u>				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>23</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>		
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>		

現 行					改 正 後				
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>230</u>	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,300</u>		その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,400</u>	
	標識		1 本 1 年につき	<u>1,500</u>	標識		1 本 1 年につき	<u>1,400</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1 本 1 日につき	<u>23</u>	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1 本 1 日につき	<u>24</u>	
		その他のもの	1 本 1 月につき	<u>230</u>		その他のもの	1 本 1 月につき	<u>240</u>	
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>23</u>	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>24</u>	
		その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>230</u>		その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	<u>2,300</u>	アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	<u>2,400</u>	
		その他のもの		<u>1,100</u>		その他のもの		<u>1,200</u>	

現 行				改 正 後			
令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	占有面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>	令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	占有面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	占有面積1平方メートル1年につき	<u>A×0.034</u>	令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	占有面積1平方メートル1年につき	<u>A×0.033</u>
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料		占有面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>	令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料		占有面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1月につき	<u>190</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1月につき	<u>170</u>
				<p>付 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>			